



県民センター ニュースレター

気仙沼市で大規模にすすむ土地区画整理事業。震災前の町の面影はありません（16年12月撮影）

46号 2017年1月31日

発行：東日本大震災復旧・復興支援みやぎ県民センター

〒980-0804 仙台市青葉区大町2丁目5-10-305 TEL022-399-6907 fax022-399-6925

http://www.miyagikenmin-fukkoushien.com/ E-mail:miyagi.kenmincenter@gmail.com

この号の主な内容

- ①今年こそ全自治体で復活・継続を
- ②27億円の余剰金を負担免除に使い！
- ③抜け落ちていた 災害時の「要配慮者」対応(2)
- ④災害公営住宅 家賃減免世帯80%
- ⑤～⑥知らぬ間に増やされる
原発廃炉・賠償費の国民負担

被災者の医療・介護一部負担金免除措置 今年こそ全自治体で復活・継続を



昨年12月、国は今年度被災3県に、医療費の増加に伴う医療給付費の負担増に対して財政支援を継続することを通知しました。16年度は負担増加分の8/10の額が支援されます。

左 奥山仙台市長（手前）への要請行動（1月23日）

国が従来どおり財政支援の継続を判断したことは、岩手県や県内9自治体が免除を継続し、引き続き被災者支援を継続する必要性を理解したものと思われまます。被災者の医療費負担免除の経過は下表のとおりです。現在は9自治体が、対象を「非課税世帯で大規模半壊以上の国保加入者」に限定しているとはいえ、窓口負担が免除されています。しかし、後期高齢者は免除が打ち切られています。特に約1万人の免除者がいた仙台市は、16年4月から「負担増加分の全額が国から財政支援されない」「国保財政が厳しい」ことを理由に免除を打ち切ったのです。

1月23日、50人の被災者の方々が奥山仙台市長に直接面会し、「負担免除の再開」を訴えました。国からの財政支援が継続されるし、仙台市の国保財政状況は15年度だけでも27億円もの余剰金があるのだから、負担免除は再開できるはずだと強く訴えたにも関わらず奥山市長は「国保財政は厳しく、再開は大変難しい」と答えました。

被災者の方々が災害公営住宅に移っていくなかで、今までの仮設住宅とは違い、家賃負担が新たに発生すること等から、受診抑制による健康問題が懸念されます。国保財政の面から負担免除問題を見てみましょう。（次頁へ）

免除措置 多賀城市新年度も継続を決める

多賀城市は昨年度に引き続き17年度も国保と介護保険の一部を対象にした免除措置を継続することを決めました。国の財政支援が維持されることからの措置です。

対象者は930人、負担額は2640万円を見込んでいます。

「女性ネット」 今冬一番の寒さのなか 女川原発再稼働反対署名活動



1月16日 東一番町

【震災後の医療費負担免除の経過内容】（県保険医協会まとめ）

	11年3.11～ 12年2.29	12年4.1～ 12年9.30	12年10.1～ 13年3.31	13年4.1～ 14年3.31	14年4.1～ 16年3.31	現在
社保(協会けんぽ)	○	○	×	×	×	×
社保(その他)	○	×	×	×	×	×
国保	○	○	○	×	△	▲
後期高齢者	○	○	○	×	△	×
介護	○	○	○	×	△	▲
○=窓口負担免除 ×=免除打ち切り						
△=住民税非課税世帯に限定免除 ▲=石巻市・気仙沼市など9市町でのみ限定免除						

仙台市国保財政は「厳しい」？

27億円の余剰金を負担免除に使い！

ページ下の表は「2015年度 仙台市国民健康保険財政の収支」をまとめたものです。収入は1158億円で支出が1131億円、つまり27億円の余剰金がでていることがわかります。

収入は被保険者＝市民が全体の18%ですが、国が23%、県が5%、他の健保（健保組合等）が22%、国保連合会が21%、仙台市の一般会計から8%と収入の多く保険料以外に依存しています。政府などは一般会計からの「法定外（繰入）」に着目して、「国保財政は赤字である」と説明します。「一般会計からの持ち出しをしているから」ということです。一般に「法定外（繰入）」は国保の決算の際、まさに「赤字になっている分を補てん」する目的やそれ以外のたとえば保健事業に充てるため等の目的で行われるものです。ところが仙台市はこれが「ゼロ」です。14年度も「ゼロ」でしたから、2年連続で繰り入れていません。それを行わずに済む財政状況であることをこのことは示しています。

国からの特別調整交付金を47億（そのうち33億円は医療給付費負担増に対する支援分）受け取り、一般会計からの繰入も行なわず、そして余剰金が27億円もあるのが今の仙台市の国保財政です。仙台市で医療費負担免除に必要な金額は約10億円、そのうち仙台市の負担分は2億円でしかありません。この2億円、余剰金の7%をあてれば負担免除ができるのです。これで国保財政が悪化することはありません。

奥山市長は「国保財政が大変厳しい」といいます。しかし、国保財政の何がどう厳しいのかを語ることは1月23日の要請行動ではありませんでした。市の事務方も同様に「厳しい」と繰り返すだけです。実態はいままで見てきたとおりです。

岩手県は「所得制限なし、半壊以上」の被災者に免除を継続して今年12月まで実施することをすでに表明しています。県内9自治体も条件は岩手県より狭めてはいるものの免除を継続しています。岩手や県内9自治体の被災者と仙台市の被災者の置かれている状態になにか違いがあるのでしょうか。まだ支援を求めている被災者がいるからこそ、この間免除を継続しているのです。仙台市は、自らは免除をすることもなく、「それら自治体の努力のおこぼれ」として「特別調整金」を受け取っているともいえます。これでは「ただ乗り」と言われてもしかたがありません。仙台市に無いのは「お金（財源）」ではなく、「被災者に寄り添う心」です。

被災者の

医療・介護

電話相談受付

お困りのこと、誰に相談していいかわからないことなど被災者の医療・介護についてご遠慮なくご相談ください。

電話：022-399-6907

Fax：022-399-6925

受付時間 10～16時

平日のみの受付です。

東日本大震災復興・復興支援みやぎ県民センター

2015年度 仙台市国民健康保険財政の収支							
収入			構成比	支出		構成比	
市民：保険料		212	18%	保険給付費	672	59%	
国	国負担金	療養給付費	177	23%	後期高齢者支援金	129	11%
		その他	8		介護納付金	50	4%
	国補助金	普通調整交付金	39		前期高齢者納付金	0	0%
		※特別調整交付金	47		老人保健拠出金	0	0%
		その他	0		保健事業費	10	1%
県	県支出金	55	5%	共同事業拠出金	245	22%	
他健保	療養給付費交付金	15	22%	総務費	16	1%	
	前期高齢者交付金	234		その他 諸支出金等	9	1%	
国保連合会	高額医療共同事業交付金	26	21%				
	保険財政共同安定化事業交付金	213					
市：繰入金	一般会計繰入金	法定	97	8%			
		法定外	0				
繰越金		34	3%				
その他		1	0%				
合計		1158	100%	合計	1131	100%	
				収支差	27		

障害者差別解消法

**抜け落ちていた 災害時の「要配慮者」対応（2）
平時も災害時も変らない “配慮、を義務化**

合理的配慮＝障がいのある人から、社会の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられた時、(対応者)の負担が重過ぎない範囲で対応すること（内閣府発行パンフより）

**女川原発建屋
ひび 1130 ヶ所も**

東北電力は昨年9月、女川原発2号機の安全改築工事は「17年4月完工」ができないことを明らかにしています。そんななか、原子力建屋に多くのひびやはがれがあることが明らかになりました。（1月17日）

コンクリートの強度は、建屋上部で建設時の3割しかないこともわかりました。

今までよりさらに女川原発の安全性に疑問が高まっています。「女川原発再稼働反対」署名の取り組みを強めましょう。

東日本大震災後の女川原発2号機の剛性の状況



出典：朝日新聞 (1.8)

東日本大震災では宮城県での障がい者の死亡率が全体の死亡率の2倍以上にもなりました。今後の防災を考えると、「障がい者をいかに守るか」が大きなテーマの一つとなります。

昨年4月1日に「障害者差別解消法」が施行されました。この法律のもつ防災上の意味は、「平時であろうが災害時であろうが、国と自治体は要支援者に対する合理的配慮（左注）の提供が義務化された」ということです。

もし不当に要支援者を扱ったら、合理的配慮を提供しないことが差別とみなされます。

では障がい者は東日本大震災の時、どんなバリア（困りごと）を感じたのでしょうか。同志社大学の立木茂雄教授は仙台市の障がい者や

難病認定者3,000人を対象にした調査を行い、以下のようにまとめました。



国が配布しているパンフレット（資料：内閣府）

被害※	障がい者が困ったこと
小さい	ライフライン・交通・情報の支障、セルフケア困難、専門家の支援
中程度	公的・非公的サービスの支障、家事や片付け困難、運動・移動困難
大きい	行政や周りからの「差別・偏見」によってサービスを受けられなかった

※被害＝震災時に障がい者を受けた被害の程度

被害の程度が大きいときの例として「足の不自由な人が、やっと避難所にたどり着いたとき、座る場所が真ん中しか残っておらず、既に集まった人の間を縫ってそこまでいくのは大変だし、トイレも大変になる。これは無理と諦めて家に戻る」等の事例を挙げています。このような場合、二次的避難所に移ることを方針化して、福祉避難所の整備は進められてきていますが、差別解消法施行により合理的配慮が義務化されましたから、避難所の場合でもあらかじめそのようなことが起らないようスペース確保をすることも求められるようになったのです。ちょうど「指定避難所にもシルバーコーナーのようなスペースの準備を考えないといけない」（立木教授）わけです。

差別解消法では「地方公共団体職員の対応要領」を定めなければなりません。宮城県内の自治体で策定したのは16年10月1日現在で、仙台市・蔵王町・川崎町・利府町・大和町の5自治体です。県民センターの聞き取り調査ではこれら自治体のなかで「避難所での対応の見直しを行った」はありませんでした。全国的には「1%に過ぎない」（同）状況です。聞き取りのなかでは『「対応要領」をまとめるのは健康福祉セクション、『避難所』は危機対策セクション』と分かれているため、うまくセクション間の連携が取れていないことがうかがえます。差別解消法は「福祉の問題」に焦点化して捉えられているとすれば、それは法趣旨ではありません。「全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」がこの法の目的であり、平時・災害時を区分するものではないからです。

大震災時の避難所運営には様々な教訓があり、各自治体では様々なノウハウを蓄積しました。差別解消法を被災地自治体らしく生かした、避難所運営の対応見直しを進めていかなければなりません。

災害公営住宅 家賃減免世帯 80%

現在、県内の災害公営住宅には10,895世帯が入居しています（16年10月末時点。17年1月時点では12,804戸分が完成）。

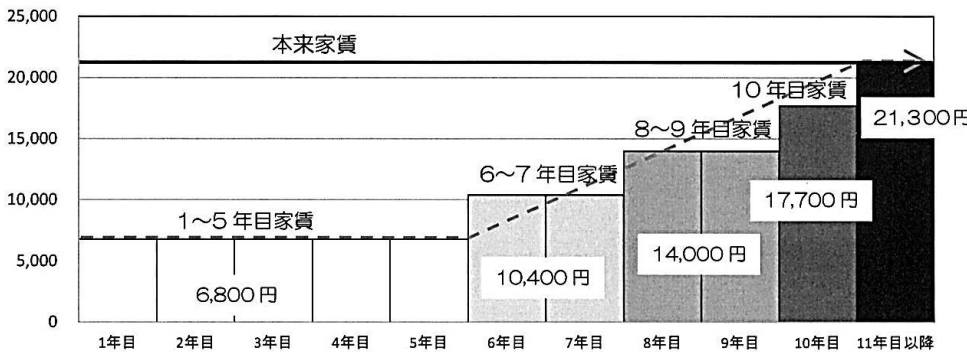
このほど、入居者のうち、「特別家賃低減事業対象世帯」が80%を占めることがわかりました。（右表参照）

この「特別家賃低減事業」とは、災害公営住宅入居者のうち、一定基準の低所得世帯が速やかに生活再建できるように家賃負担軽減を図るもので、通常の家賃のおおよそ三分の一程度に減免される国の制度です。

たとえば東松島市の場合、政令月収が10年間ゼロ円の場合、2LDKにすむ場合、下図のように1～5年間家賃が減免されます。

自治体	現入居世帯数	特別家賃低減対象世帯	
		世帯数	割合
仙台市	3,059	2,374	78%
石巻市	2,867	2,336	81%
山元町	393	314	80%
栗原市	14	9	64%
美里町	33	24	73%
塩釜市	181	147	81%
女川町	292	248	85%
大郷町	3	1	33%
東松島市	816	611	75%
登米市	84	79	94%
南三陸町	350	304	87%
多賀城市	480	350	73%
大崎市	146	117	80%
涌谷町	48	32	67%
亶理町	422	334	79%
利府町	25	16	64%
気仙沼市	1,140	947	83%
岩沼市	203	150	74%
名取市	116	98	84%
松島町	49	36	73%
七ヶ浜町	174	141	81%
合計	10,895	8,668	80%

2016年10月31日現在



「東松島市災害公営住宅ガイド」より

最初は低家賃ですが、10年後には通常公営住宅家賃となります。

この制度は入居者の80%が対象となっていますから、それらの方々にとっては「将来不安」の大きな要素となっています。災害公営住宅入居者のなかで65歳以上の高齢者は入居者の44.1%を占めます。また入居者全体に占める独居高齢者は24.6%にもなります。特にこうした高齢者の方々への支援として「特別家賃低減」措置は重要なものですが、家賃は低減されているとはいえ、仮設住宅入居時には家賃は必要ありませんでしたから、入居者の負担は確実に増加しています。さらに入居6年以降は段階的に家賃が引き上げられますから、特に年金収入に頼らざるを得ない高齢者にとっては「終の住い」のはずの災害公営住宅も経済的には必ずしも安住の地とはいえないのです。

仮設住宅入居者が災害公営住宅や民間住宅に移っていくなかで「新たな貧困」の発生や「孤独死」の増加が懸念されます。被災自治体ではコミュニティづくりの支援とともに、そうした事態を発生させないよう、家賃低減をより長期に保証する事や、必要によっては自治体独自の支援を検討することが求められます。

石巻「住い連」市長に申し入れ

12月12日、石巻市が復興公営住宅整備を200戸増やす計画を発表した際、「入居要件緩和措置」が不十分なために、復興公営住宅に入れない人が大勢出ることを心配して、市長に申し入れました。

これに対して1月11日菅原副市長が回答を説明しました。住い連の申し入れの趣旨に沿い、復興公営住宅を希望する被災者が入居できるよう緩和措置を徹底したいと答えました。話し合いの中で、住い連は該当者への周知徹底を強く要望。副市長は文書または面談で市の措置を丁寧に説明すること、平成30年度で供与終了する（特定延長は除く）仮設住宅供与となる入居者に間に合うよう作業を急ぐことを約束しました。

また在宅被災者の復興公営住宅入居は個別に対応すること、必要な支援策については仙台弁護士会との共同作業に基づき制度設計を進めると表明しました。

（「住い連」ニュース1.22）より

知らぬ間に増やされる 原発廃炉・賠償費の国民負担

事故費用の総額と追加負担

数字は兆円。国の廃炉の研究開発では、2016年度補正予算までの累計で0.2兆円ある

廃炉・汚染水	増加分 負担の内訳					計	
	従来の想定額	今回の想定額	東電	大手電力	新電力		国
2.0	8.0	6.0	—	—	—	計6.0	
賠償	5.4	7.9	1.2	1.0	0.24	—	計2.5
除染	2.5	4.0	1.5	—	—	—	計1.5
中間貯蔵	0	1.6	—	—	—	0.5	計0.5
事故費用総額	11.0		8.7	1.0	0.24	0.5	計10.5
							21.5

昨年12月、東電福島第一原発事故の処理費が21.5兆円にも膨らむという試算を経産省がまとめました。内容は左表のとおりです（朝日新聞12/17）。

今までの見積り金額のほぼ2倍の費用がかかることになっています。廃炉費用は4倍に、除染費用は2倍にも膨らみます。このこと自体、いったん原発事故が発生した場合、このように膨大な費用が必要になることをしめしていますし、今までの見積りが極めていい加減なものだったことを表しています。

被災者への賠償費用は8兆円にも膨らみます。増加する費用2.5兆円の約半分は、東北電力を含む東電以外の大手電力と「新電力会社」が負担するとされています。この増加分は、2020年から40年かけて「託送料金」に上乗せして、全国の家や企業から集めて充当する計画です。いままで新電力会社は、賠償費を負担していませんでしたが、増加する費用を大手電力だけでは賄いきれないため、電力自由化で電力小売事業に参入した新電力各社にも負担させるとしています。その理屈は「新電力利用者も過去には大手電力の電力を使い原発の「恩恵」を受けていたのだから、新電力に切り替えて原発の負担から逃れるのは不公平」というものです。新電力は送電線を持ちませんから大手電力の設備を借りなければ成りません。その際に支払う「託送料金」（送電を委託する料金）に賠償費を上乗せしようということです。そしてこの託送料金は経産省の省令（国会の議決を必要とせず、大臣が制定する命令）で定められますから、20日召集の通常国会の議題にもなりません。このこと自体が極めて異常なことです。

「託送料金」って？

この「託送料金」という聞きなれない言葉、どういうものでしょう。これは「送電線等の供給設備に関する費用」（東北電力HP）とされ、毎月各家庭に連絡される「電気ご使用量の押しらせ」という短冊状の案内の裏面下部に、単価は「10.48円/kWh」と記されています。ですから「自宅の電気使用量×10.48円」が、各家庭が負担する1ヶ月あたりの託送料金です。

たとえば県民センター事務所の12月電気使用量は231kWhでしたから、託送料金は2420円で、電気料全体の34%を占めます。この託送料金が2020年から40年にかけて標準的家庭で月18円、年216円程度上乗せされるのです。

この宅送料金、単純に送電費用だけではありません。次ページ表の「①使用済燃料再処理費」「②特定放射性廃棄物処分費」「④電源開発税」などを含んでいます。従って私たちは、使用する電気料金を通じて、国と電力会社の原発政策に「協力させられている」と誤解です。これらの費用は毎月案内される「電気ご使用量の押しらせ」には全く記載されていません。

【「電気ご使用量のお知らせ」裏面にある託送料金計算方法】

【託送料金相当額（低圧）の計算方法について（参考）】

ご請求金額には、以下の算式で算定した託送料金相当額が含まれております。

電気ご使用量	低圧託送平均単価	託送料金相当額
{ } kWh	× 10.48円(税込)/kWh	= { } 円

※ 平均単価には、法律で定められた使用済燃料再処理等既発電費相当額(0.06円(税込)/kWh)が含まれております。

※ 定額制のご契約のお客さまについては、弊社ホームページをご覧ください。

※ 高圧のお客さまについては、電気料金請求内訳書をご覧ください。

実量契約のお客さまの場合、表面の当月最大需要電力および料金適用電力における単位の「kVA」を「kW」とみなします。

表1.電気料金明細書に表示されない私たちへの「原発賦課金額、(2014年)

	内容	東北電力 (家庭負担額は月額、円)	
		kwh当り単価(円)	
①使用済燃料再処理費	使用済み燃料の再処理に要する費用	kwh当り単価(円)	0.05
		標準家庭負担額	15
②特定放射性廃棄物処分費	高レベル放射性廃棄物の最終処分に要する費用	kwh当り単価(円)	0
		標準家庭負担額	1
③原子力発電施設解体費	原子力発電所の解体作業に要する費用	kwh当り単価(円)	0
		標準家庭負担額	1
④電源開発促進税	電力料金を通じて、原発の技術開発や原発周辺の地域振興費のため東北電力が払う税金	kwh当り単価(円)	0.38
		標準家庭負担額	113
⑤原子力損害賠償支援機構一般負担金	原発賠償費用のため東北電力が機構に支払う負担金(東電の賠償金の一部を実質的に負担)	kwh当り単価(円)	0.13
		標準家庭負担額	40
合計		kwh当り単価(円)	0.56
		標準家庭負担額	167

注1)標準家庭の1ヶ月当り電力使用量を 300kwhとして試算
 注2)料金原価(3ヵ年平均)は2013年度料金改定ベース
 注3)2014年度の再生可能エネルギー賦課金単価は、0.75円/kwh
 注4)数値は2014年5月14日衆院経済産業委員会で配布された資料を引用

「一般負担金」とは？

上表中の「③原子力発電施設解体費」と「⑤原子力損害賠償支援機構一般負担金」は発電の費用として計上されます。⑤の「原子力損害賠償支援機構一般負担金」(一般負担金)は、本来、東電が負担すべき原発事故の賠償費に使われます。原発賠償は東電のお金だけでは足りないとして、原発を持つ大手電力各社が「助けあい」の仕組みとして「原子力損害賠償・廃炉等支援機構」をつくり、そこに負担金を出し合っって東電を通じて賠償しています。原資は電気料金ですから、実質的に原子力損害賠償金の一部をも国民が負担させられているのです(右図参照)。東北電力がこの間負担した金額は2015年度までで437億円にも上ります。電力契約世帯(300kwh使用)一ヶ月あたり平均40円、年480円、この5年間で約2000円程度を負担したことになります。そして分母を東北電力管内の総人口(1,126万人)で計算すると、東北6県+新潟県民一人当たり約3900円にもなります。東北電力管内で原発被害を受けた人や企業、団体も、自分自身もその賠償額の一部を負担させられ、賠償金を受け取るという形になっているのです。

情報公開し、国民にキチンと説明すべき

電気料金はそもそもわかりにくいもので、今回の料金上乘せ方針もまたわかりにくいものですが、今まで見てきたような問題が「消費者に十分周知・納得されているとはみられない(電力託送料金に関する調査会報告書)」のは明らかです。原発コストを研究している大島堅一立命館大教授は「本来なら、政治がこんな小賢しいことをやめさせ、東電を法的処理したうえで情報公開を徹底し、国民に説明すべき」と主張しています(週刊朝日 12.23)。福島原発事故処理費用は当初想定の2倍にふくらみ、現場では今も汚染水の処理にてこずり本格的廃炉には程遠い状況にあり、「今後も費用が増え続けることは確実」(大島教授)ななかで、福島原発事故処理と今後のエネルギー政策のあり方、その中で国民負担のあり方などの国民的議論が必要です。

